

収用等により土地などが買い取られた場合の5,000万円特別控除の特例チェックシート・措法33条の4

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

☆ 「はい」「いいえ」を○で囲みながら進んでください。

1	売却した日(買取り等をされた日)は、公共事業の施行者から、最初を買取り等の申出を受けた日から6か月以内でしたか？ (注) 買取り等の申出を受けた日は、「公共事業用資産の買取り等の申出証明書」に記載されています。 買取り等をされた日は、「公共事業用資産の買取り等の証明書」に記載されています。	いいえ →	特 例 の 適 用 を 受 け ら れ ま せ ん
はい ↓			
2	あなた(売却された方)は、最初を買取り等の申出を受けた方ですか？ (注) 最初を買取り等の申出を受けた方から相続で売却資産を取得した場合は、「はい」となります。	いいえ →	
はい ↓			
3	平成25年以前に、今回と同じ公共事業のために資産の売却をしていませんか？ 売却していない⇒「はい」、売却している⇒「いいえ」	いいえ →	
はい ↓			
4	売却した資産は、土地・建物などの固定資産ですか？ (注) 例えば、あなたが不動産業者の場合、棚卸資産である土地や建物などは対象となりません。	いいえ →	
はい ↓			
5	公共事業の施行者から次の証明書を受け取っていますか？ <input type="checkbox"/> 収用等証明書 <input type="checkbox"/> 公共事業用資産の買取り等の証明書 <input type="checkbox"/> 公共事業用資産の買取り等の申出証明書	いいえ →	
はい ↓			
6	平成26年分の譲渡所得について、次の特例を適用していませんか？ <input type="checkbox"/> 収用等の場合の代替資産の特例(措法33条) <input type="checkbox"/> 収用等の場合の交換処分の特例(措法33条の2)	いいえ →	
はい ↓			
特 例 の 適 用 を 受 け る こ と が で き ま す			

☆ この「チェックシート」は、確定申告書に添付して提出してください。  
 ☆ 公共事業の施行者から受け取った補償金などのうち、5,000万円の特別控除の特例の対象となるのは、原則として「対価補償金」に限られます(収益補償金、経費補償金などは、原則として対象なりません。)。補償金の区分が分からない場合は職員にお尋ねください。

(参考)  
 ☆ 5,000万円の特別控除の特例を適用した場合には、土地について譲渡所得の金額が算出されたとしても、優良住宅地等の軽減税率の特例の適用を受けられません(措法31条の2第4項)。  
 ☆ 配偶者特別控除などの所得控除が適用される合計所得金額の判定は、5,000万円の特別控除前の譲渡益の金額で判定します。